

## 第14回石巻市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成25年10月3日(木)午後2時～午後5時00分
- 2 場 所 石巻市保険相談センター 3階 会議室
- 3 出席者 委員15名中 本人出席13名、代理出席1名 欠席1名
  - 1号委員 高橋 長一郎委員、大坂 良宏委員、白土 典子委員、大沼 正寛委員
  - 2号委員 安倍 太郎委員、渡辺 拓朗委員、阿部 純孝委員、大森 秀一委員
  - 3号委員 佐藤 克英委員、菅原 敬二委員、手島 俊明委員(石巻警察署長代理)  
寶 鈴子委員、阿部 聡史委員、佐藤 哲美委員事務局 笹野副市長、宮本建設部次長、今野都市計画課長、齋藤産業推進課長、近江基盤整備課長、古城震災復興部副参事兼区画整理第2課長補佐、佐藤区画整理第1課長、草刈区画整理第1課技術補佐、  
畠山都市計画課長補佐、都市計画課 志村技術主幹  
傍聴者 2名
- 4 議 題
  - 第71号議案 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定について  
〔石巻市復興整備計画(石巻市決定)〕
  - 第72号議案 石巻広域都市計画高度利用地区の変更について(石巻市決定)
  - 第73号議案 石巻広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定について(石巻市決定)  
石巻市中央一丁目14、15番地区第一種市街地再開発事業
  - 第74号議案 石巻広域都市計画道路の変更について(石巻市決定)  
3・4・8号 御所入長浜線
  - 第75号議案 石巻市広域都市計画土地区画整理事業の決定について  
〔石巻市復興整備計画(石巻市決定)〕  
石巻市新蛇田南第二地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 5 議事の概要
  - 第71号議案 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定について  
〔石巻市復興整備計画(石巻市決定)〕  
全員賛成により原案のとおり承認された。
  - 第72号議案 石巻広域都市計画高度利用地区の変更について(石巻市決定)  
賛成多数により原案のとおり承認された。

- 第73号議案 石巻広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定について（石巻市決定）  
石巻市中央一丁目14、15番地区第一種市街地再開発事業  
賛成多数により原案のとおり承認された。
- 第74号議案 石巻広域都市計画道路の変更について（石巻市決定）  
3・4・8号 御所入長浜線  
賛成多数により原案のとおり承認された。
- 第75号議案 石巻市広域都市計画土地区画整理事業の決定について  
〔石巻市復興整備計画（石巻市決定）〕  
石巻市新蛇田南第二地区被災市街地復興土地区画整理事業  
賛成多数により原案のとおり承認された。

## 6 会議経過

午後 2 時 開会

【司会】 会議の開会にあたりまして、皆様方をお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。また本日の次第の 3 番の報告、これから先につきましては事務局の行うものを除きまして写真等の撮影、録画、録音そういったものはできませんのでよろしく願いいたします。

それでは、ただ今から第 14 回石巻市都市計画審議会を開会いたします。本日まで出席していただいております委員の方々は、15 名中本人出席が 13 名、代理出席 1 名、合計 14 名でございます。過半数に達しておりますので、石巻市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして本審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、今回ご出席していただいております委員の皆様方は、本年の 9 月 17 日に新たに委員に委嘱された方でございますので、ただ今より皆様方へ委嘱状の交付をいたしたいと思っております。

お名前を読み上げますので、恐れ入りますがその場にてご起立をお願いいたします。

高橋長一郎殿、

大坂良宏殿、

白土典子殿、

大沼正寛殿、

寶鈴子殿、

阿部聡史殿、

佐藤哲美殿、

安倍太郎殿、

大森秀一殿、

渡辺拓朗殿、

阿部純孝殿、

菅原敬二殿、

齋藤昌彦殿、本日は代理で手島俊明様が出席されております。

佐藤克英殿。

なお今回、浅野亨殿でございますが、本日欠席されているということで、後日事務局の方から直接委嘱状をお渡ししたいと考えております。皆様方には 2 年間よろしくお願

い申し上げます。

それでは、初めに笹野副市長よりごあいさつ申し上げます。

**【笹野副市長】** 皆様方にはまず 3 つお礼申し上げます。まずは、本日はお忙しいところご出席していただきまして誠にありがとうございます。それから、日ごろから都市行政を始め石巻市政に多大なるご尽力、ご協力いただいておりますことを感謝申し上げます。

そしてこの度は、第 5 期になりますが、27 年 8 月までの都市計画審議会の委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。ご覧のとおり震災復興をやっておりますので、ありとあらゆる都市計画決定事項が出てまいります。前期から非常に審議の内容然り、密度が非常に濃くなっております。

そういう意味では委員の皆様方には本当にさまざまな形でご協力を賜ることになると思います。その際には、皆様方には専門的な立場からのご知見をご披露いただいたり、あるいは市民としての立場として率直にものを申していただいたりということで、この審議会の審議を大いに活性化していただき、また市民にとって少しでも早く、そして少しでも良い都市計画を作っていただくためにご協力賜りたいと存じます。

手短ではございますが、市長の亀山の代理としてお礼から申し上げさせていただきます。皆様どうぞよろしく願いいたします。

**【司会】** それでは次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前にお配りいたしております議案書、それから諮問書の写しの 2 種類、それから本日、当日配布をしております委員名簿、座席表、それから石巻市都市計画審議会条例、説明資料といたしまして A4 判カラー印刷のものが 1 枚と、それから第 72 号、第 73 号議案の参考資料ということで配布させていただきます。

資料等に不足はございませんでしょうか。もしあれば挙手をお願いいたします。

それでは無いようですので、続きまして委員の皆様方には会長の選出をお願いしたいと存じます。当審議会条例の規定では、会長は学識経験者の委員の中から委員の互選により定めることとなっております。

なお、議長は会長が務めることとなっておりますので会長が決まるまでの間、宮本建設部次長に仮議長として議事の進行をお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということですので、宮本次長よろしく願いいたします。

**【宮本建設部次長】** それでは会長が決まるまでの間ですけれども、大変僭越ではございますが仮議長を務めさせていただきます。

それでは早々ではございますが、会長の選出に入らせていただきます。ご異議がなけ

れば、指名推薦の方法によって選出したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか、ありがとうございます。それでは異議なしということなので、指名推薦の方法により会長を選出したいと思います。では、どなたかご推薦ございますでしょうか。

【渡辺委員】 はい、大坂良宏委員にお願いしたいと思います。

【宮本建設部次長】 ただいま、渡辺委員の方から大坂委員を推薦する旨のお話がありましたけどもいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宮本建設部次長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは異議なしというご意見でございましたので、皆様のご了解が得られたということで会長を大坂委員にお願いすることと決定させていただきます。

それでは大坂会長、よろしくお願いいいたします。

それでは、私はこれで会員席から降りますのでご協力ありがとうございました。

【司会】 それでは大坂会長、ごあいさつをお願いいいたします。

【大坂会長】 みなさんこんにちは。私は、石巻専修大学の大坂と申します。よろしくお願いいいたします。

先の震災の際、3.11の際には私も大学の方におりまして研究会を計画しておりました。東京からも何人かお客さんが来ておりました。研究会をやろうとしていた矢先、3時からだったんですけども、あのような事態に至ったわけであります。

私も何日か大学に足止めをくらったというような状況であります。また私の身内もそれがショックだったんでしょうか、震災のあと数時間ののち救急車で病院に運ばれまして、一週間後に亡くなってしまいました。おそらく、ここにおいでの方々もですね、恐らくそういうようなことをご経験なされている方が大変多いんだろうと思います。

あれから2年半というものの、これからまだまだ長い期間になるだろうと思います。

我々のこの審議会ですら少しも前に向かっていけるよう、力強く前に進められるようにですね、皆様のご協力のもとに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。簡単ではありますが以上でございます。

【司会】 どうもありがとうございました。それでは大坂委員長、議題の進行をよろしくお願いいいたします。

【大坂会長】 それではまず、最初に報告ということで第13回石巻市都市計画審議会、議案の処理についてということですが、まず審議に入る前にですね、石巻市審議会条例に

基づき、代理者を指定していきたいと思います。

本日は欠席されておりますけれども、浅野委員がこれまでも代理者だということで、大変ご経験もございますし引き続きお願いしたいと思いますけれども、みなさんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大坂会長】 ありがとうございます。それでは代理者は浅野委員にお願いするというところで、後日、事務局で調整していただきたいと思います。それでは審議を始めたいと思います。

傍聴の方はお配りしました注意事項をお守りいただき、審議会の秩序の維持にご協力よろしくお願ひいたします。

それでは事務局より報告があるということでございますので、第13回石巻市都市計画審議会の議案の処理について報告をお願いいたします。

【今野都市計画課長】 はい、都市計画課の今野でございます。私の方から報告事項についてご説明させていただきます。大変失礼ですが、着座してご説明させていただきます。まず、報告事項(1)第13回都市計画審議会においてご審議をいただきました議案の処理状況についてご報告を申し上げます。

議案書の次第の次のページをお開きいただきたいと思います。第13回都市計画審議会は、本年7月23日に開催してございます。

第67号議案から第70号議案の4議案につきましてご審議をいただいております。処理結果につきましては、表の右側の処理結果欄に記載のとおり、第67号議案から第69号議案の3議案が平成25年8月23日付けの決定の告示、第70号議案が平成25年8月16日付けの決定の告示を行ってございます。報告事項の(1)については以上でございます。

【大坂会長】 はい、委員の皆様なにかございましたらお願いいたします。

(「特になし」の声あり)

それでは、次に石巻市復興整備計画宮城県決定の案件について事務局より報告をお願いします。

【今野都市計画課長】 はい、ページをめくっていただきまして、報告事項の(2)についてご報告申し上げます。平成25年8月23日付け宮城県告示第744号において都市計画変更された道路でございます。

まず、本日お配りしてございます、A4判のカラー1枚もののペーパー、宮城県決定の都市計画の手続きの流れのというペーパーをご覧いただきたいと思います。

宮城県が定める都市計画の手続きにおきましては、通常の場合は上の図のように都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づきまして、関係市町村の意見を聴くということとなっております。本市におきましては、この都市計画審議会にお諮りをしたうえで、本市の意見を宮城県へ回答することとしてございます。

今回の石巻広域都市計画道路の変更につきましては、震災復興に伴い実施する事業でございまして、石巻市復興整備計画に位置付けるものとされてございます。この場合の手続きは、資料の中ほどの※印の記載でございしますが、東日本大震災復興特別区域法によりまして、宮城県と石巻市が共同で復興整備計画を作成し、その復興整備事業として都市計画を定めることとなりますことから、下の図の通り都市計画法第 18 条第 1 項に基づく関係市町村への意見の照会の手続きを行わずに都市計画決定されるケースでございます。

この手続きに従いまして、今回、宮城県におきまして都市計画道路の変更がなされておりますので、委員の皆様にご報告をいたすものでございます。

議案書の方の資料をご覧いただきたいと思います。石巻広域都市計画道路の変更、石巻市復興整備計画（宮城県決定）ということで、都市計画道路 3・4・7 号大街道石巻港線他 1 路線を次のように変更するというので、変更内容についてご説明をいたします。表の上の段、3・4・7 号大街道石巻港線についてでございますが、変更内容につきましては表の一番右側の備考欄に記載されてございます。

区域の一部変更、それから幅員の一部を 12 メートルから 16 メートルへ変更、それから車線数を 2 車線へ変更するものでございます。

次に、表の下の段 3・4・17 号門脇稲井線でございますが、変更内容は幅員の一部を 16 メートルから 17 メートルに変更したものでございます。

次に、変更理由につきましては下に書いてございますが、石巻市市街地は東北地方太平洋地震および津波により甚大な被害を受けたため、石巻市震災復興基本計画の目標および土地利用の方針に基づき復興事業の推進を行っており、これらの復興事業との整合をはかるため都市計画道路を変更したものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。それぞれの路線の具体的変更理由を記載しておりますのでご確認をいただきたいと思います。

次に今回変更した区間についてご説明をいたします。資料の次の次のページ、A3 の図面の 2 枚目、計画図と書いてございますが、そちらをご覧いただきたいと思います。図の右下の凡例に示すとおり、赤の着色部が追加した区域、黄色の着色部が廃止した区域となります。

まず 3.4.7 号大街道石巻港線でございますが、旧北上川の右岸側に位置する道路でございます。河川堤防開始の事業と整合するように道路の区域および幅員の変更をしたものでございます。

次に 3・4・17 号門脇稲井線でございますが、ただいまご説明した大街道石巻港線との交差点部分の改良と、その交差点部分からアイトピア通り、右下方向に向かっておりますけれども、前回の第 13 回の都市計画審議会でご審議いただきました、中央一丁目被災市街地復興土地区画整理事業と整合するように道路幅員を変更したものでございます。報告事項 (2) については以上でございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。委員の皆様から何かございましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

では、よろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。それでは議事に入ります。

第 71 号議案 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定について、事務局より説明をお願いします。

【齋藤産業推進課長】 産業部産業推進課長の齋藤でございます。資料に基づきまして着座で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは第 71 号議案 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定についてご説明いたします。この制度につきましては、震災を踏まえまして制度化された都市施設で、津波による災害の発生の恐れが著しく、かつ災害を防止または軽減する必要性が高いと認められる区域内の都市機能を、津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地の整備をはかる観点から、市街地が有すべき諸機能にかかる施設を一団の施設として捉え、一体的に整備するという内容の目的となっております。

本市といたしましては、震災復興基本計画に基づきまして、河川堤防や高盛り土道路整備などをはじめ、各種復興まちづくり事業が現在進められておりますが、これらの事業に伴いまして移転を迫られている事業所、これが現在約 200 社ございます。さらには、いまだに現地再建の目途が立たない被災事業所も多数ございます。

こういった事業者に対しまして、津波被害を受けていない内陸部に産業用地を整備して、安定した雇用の場の確保、さらには災害時における食糧など物資の供給拠点となる食品加工業、あるいは災害復旧物資の輸送拠点となる建設運輸関連企業等々の業種を集約することで、大規模災害発生時における早期の復旧、復興を図る活動拠点を形成する

ため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設というこの制度を活用することとしたところでございます。進出する事業所につきましては、災害協定の締結そしてその適切な遂行を条件として公募により 26 社を選定しております。

また、これらの事業所の意向をもとに、道路あるいは上水道、排水等の計画案を作成し、道路接続に関する宮城県警さんをはじめとした各関係機関との調整も整いましたので都市計画決定をお願いしたいということでお諮りするものであります。

それでは議案書の 1 ページをご覧くださいと思います。まず名称でございますが、須江地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設でございます。

位置でございますが、石巻市須江字寺前、字壘石前、字相野佐野、字沢尻の各一部でございます。面積は約 21.1 ヘクタールでございます。それから特定業務施設としてはこのうちの 15.5 ヘクタールになります。

備考に記載の通り、進出される企業につきましては食品加工工場、自動車整備工場、建設関連企業等々の配置という内容です。

続いて道路でございますが、区画道路、幅員が 12 メートル、一部自転車・歩行者道路 4 メートルでございますが、区画内の道路は幅員 12 メートルを予定してございます。公園緑地でございますが、2 か所に緑地を設けまして、1 か所目は 0.3 ヘクタール、2 か所目は 0.4 ヘクタールで、合わせて 0.7 ヘクタールの緑地を確保するという内容です。その他の公共施設でございますが、調整池、それから用水路、雨水につきましては地区内の調整池に集水、調整後に笥掘用水路へ放流、その後定川へ導水という経路となっております。下水道につきましては北上川下流流域下水道へ接続いたします。上水道は石巻広域行政水道企業団から供給を受ける内容です。

この計画の利用でございますけれども、先と重複いたしますが、河川堤防や高盛土道路整備事業などの各種復興まちづくり事業に伴い移転を余儀なくされる事業者、それからいまだに現地再建の目途が立たない沿岸の被災企業、これらの移転先を確保するとともに津波リスクの低い内陸部に食品加工、それから運輸、建設、そうした事業者を移転することで津波発生時の早期の復旧、復興をはかる活動拠点を形成するという内容で、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を形成するということになります。

続いて資料の 2 ページをご覧ください。字名は先ほどもご説明いたしました。この資料の寺前の一部、壘石前の一部はいいんですが、相野佐野と沢尻の部分が空白になってございますけれども、ここも「一部」となりますので、大変申し訳ございませんが加筆修正をお願いいたします。

次に 3 ページをご覧ください。3 ページ、ちょうど左側の上に表示はございません

が、河南中央公園の北側に位置する場所に今回の施設を整備するというような内容でございます。それから4ページから6ページは計画図等を参考資料として添付してございます。

なお、本案につきましては、平成25年の9月3日から9月17日までの2週間案の縦覧を行いまして、意見書の提出はございませんでした。以上が第71号議案の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**【大坂会長】** はい、ありがとうございます。ただいま、第71号議案について事務局より説明がありましたけども、なにかご質問はございますでしょうか。

**【寶委員】** はい、きいてよろしいですか。

**【大坂会長】** はい、よろしくお願いたします。

**【寶委員】** 質問させていただきます、寶です。工業団地ができることで何人くらいの方たちがそこに通勤していらっしゃる予定なのかということと、蛇田方面にも新しい町ができるので蛇田方面からの交通量はどのくらい増えるのですかという2点を伺いたいと思います。

というのは、その工業団地と蛇田地区を結ぶ道路が大変危ないというような話を聞いてきましたので、どのくらい交通量が増える予定なのかを伺いたいと思います。

**【大坂会長】** はい、それでは事務局ではどのような検討をされているのか、ご説明をお願いします。

**【齋藤産業推進課長】** それでは、まず何人くらい増えるのかというようなご質問ですが、26社でおおよそ1,000人くらい増える形になります。それから交通量でございますけども、発生台数といたしましては、延べで貨物車両、それから普通乗用車といった通勤関係の車両で1,400台くらいの交通量の増加が見込まれます。これらの集中的に発生する時間帯ですけども、当然ながら出勤、帰宅、こういった交通量の増加も調査の内容となっております。以上でございます。

**【大坂会長】** ただいまの説明でいかかでしょうか。

**【寶委員】** はい、ありがとうございます。それでは、子どもに関係する仕事をしておりますので、通勤の車が増えるのであれば、安全対策はどのようにお考えになっているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

**【大坂会長】** 安全対策について、最初にもそのようなお話がありましたが、どのようにお考えなのかということです。事務局からご説明をいただければと思います。

**【齋藤産業推進課長】** はい、もちろん団地形成にあたりまして団地から国道、あるいは県道、そういった取り付けに関しましては、宮城県警様の方ともそれぞれ協議している

ところでございます。

やはり一番の安全対策というのは幅員の増加、車線の増加といった内容になろうかと思えます。しかし、どうしても交通量が増えますので、それなりの子どもの保護という形になるのではないかと思います。その内容につきましては、これまでの国道 108 号の道路要望については建設部の方を通して関係機関に要望してございますので、そのことについては建設部の方からフォローいただきたいと思います。

**【今野都市計画課長】** はい、都市計画課の今野でございます。国道 108 号のこの部分につきましては、国道を管理しております仙台河川国道事務所と歩道の拡幅等といったことについて協議しているところでございます。

**【大坂会長】** ただいまの説明でよろしいでしょうか。いかがですか。

**【寶委員】** 今のところ道路を拡げる方向で関係機関に働きかけているということですか。

**【大坂会長】** 拡幅するというのが安全対策に結びつくという理解でよろしいですか。

**【齋藤産業推進課長】** 拡幅等の要望に関しましては、今現在要望活動をしてございます。それがこの団地が整備される平成 27 年までに確実に拡幅される、要するに道路の幅が拡がるといった確約はございませんので、現在、産業部の方で再度交通量調査など詳細な調査をしまして、そのうえで安全対策を講じてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

**【大坂会長】** ただいまの説明でいかがでしょうか。

**【寶委員】** 河南東中学校に電話をかけて、しらさぎ台を団地に何人くらい中学生がいるか聞いてみましたら、100 名を超える生徒達がいる話しを聞きましたので、ぜひとも道路が広がって、生徒たちが自転車で走っても安全なようにしていただければと思います。もしできないときには警察署の方もいらっしゃっているようなので、ぜひともそこらへん力を入れていただければと思います。今のところこれ以上の答えは無理でしょうからこれで終わります。

**【大坂会長】** 関係各部署の方々、今のご発言に十分ご配慮いただいてですね、今後の対策に織り込んでいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、・・・はい。

**【白土委員】** 白土と申します、よろしくお願いたします。今回ここに、工業団地をとということになりますけども、このあたりは市街化調整区域で、この 108 号沿いは住宅等の諸処の建築が難しい地域になっているんですね。蛇田との間にこのような区域が点在しておりますけども、先ほどあったように 1,000 人くらいの人たちが住めるということ

は、周辺に住宅地を造るべきとか、移動ですね、もちろんいろいろところで食住を近いところという動きが全国的に、たとえば東京でも再開発をかけてわざわざ新宿とかその周辺に勤めに行かないで、周辺の世田谷とか多摩川沿いとかで再開発をして、できるだけ移動に時間をかけないということが進んでいるんですけど、ここの周辺は市街化調整区域といって一般の方が簡単に言うと家を建てられない地域です。

なので、その辺の見直しをかけてですね、そうでないと、ここに唐突に工業団地を造りました、ここにあげぼのがあります、その周辺は昔から住んでいる方しか家を建てられないというのはいかがなものかと思imasので、その辺も含めてご検討していただいて、住むところと職場との近接を図るところも考えていただければと思います。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。今のご意見に対して事務局は何かありますか。

【齋藤産業推進課長】 この一団地の形成においては、ご覧のとおり少し市街化区域との境界から離れているのではないかという議論もありましたが、この用地選定にあたりましては、市内の 20 数か所の候補地が選考の候補地として検討いたしまして、最終的な決定の理由は様々なものがあつたのですが、一番大きな要因は、この用地について地権者のみなさんからそうした用地としての活用を平成 20 年頃から続けて要望いただいていたと、地権者の方たちから同意を得やすいというのも一つの要因なんです。それらも含めて市街区域のラインから離れているのではないかとのことですが、しらさぎ台と接していますのでしらさぎ台と一帯と考えております。

ですが今後、今おっしゃったように蛇田側とは少し距離があります。しかし今回防災集団移転事業により団地もできますし、今後、周辺の都市計画については市として所管する都市計画課と共に検討していかなければならないと思っております。よろしく願ひします。

【大坂会長】 ただいまの回答でいかがでございましょうか。

【白土委員】 はい、結構でございます。よろしくご検討ください。

【大坂会長】 ただいまのご発言に対して、今後の都市計画の議論の中で再度検討していただくように願ひします。他にございますか。

【渡辺委員】 はい、先ほど交通安全対策として建設部から関係機関に申し入れるというお話しでしたが、あと 1,400 台くらいの車両が見込まれるということで気にかかったのですが、108 号上に建設部もご存じのように、10 回同じカーブで左右に事故を起こしているんですね。

この事業がなければ、この道路拡幅等の改良工事もなかなか進みにくくてもしょうが

ないなというものはあったんですけど、今後 1,400 台、通勤時間帯が特に重なると思うんですけど、そういった意味で河南川尻線の延長工事ですか、前に計画があったと思うんですけど、それも進める必要があるのかなと感じた次第なんですけど、ご所見いただきたいと思います。

【大坂会長】 はい、事務局の方からいかがですか。

【宮本建設部次長】 建設部次長の宮本と申します。よろしくお願ひいたします。ただいまのご質問なんですけども、108 号の菰継交差点から、菰継というところとちょうどイオンの西側の交差点なんですけど、そこから 108 号河南側についてはやはり屈曲部が多くて、道路も狭い部分もあるということで、うちの方で直轄の仙台海川国道事務所に再三再四危ない部分についての道路の安全対策をお願いしているところでございます。

それで、平成 20 年頃に広瀬交差点、108 号が通る 90 度に曲がる部分ですね、付近を通る小学生といった児童の安全対策のために現在拡幅工事を行っている最中でございます。

それから一か所、今年、やはり蛇田の菰継交差点から河南方面に行ったところに一部歩道が欠如しているところがございます。その部分の歩道設置を国道事務所で今年度行うというところまでは聞いております。

今、再三議論にあった発生交通量に対する 108 号の安全対策というのは、結局のところ歩車道分離という形になるとは思いますが、その歩道の設置については国道事務所ではやはり念頭においてやっているということでございます。

そして今、渡辺委員からご質問のあった、数回事故のあった場所についても、私どもの方から直接所長の方に、整備局の局長の方にも話をしまして、なかなか家が立て込んでおりますので、補償をして家を建ててもらえるのか、移転してもらおうということですね、またはバイパスで裏を通すのかということの中で、国道事務所の方でいろいろと議論それから予算の確保ということでやっていると聞いております。

【渡辺委員】 進出企業はやはり運送会社とも聞いておりますので、安全対策をですね、十分にですね、全て一気にとはいかないとは思いますが、すでに危険箇所は把握している部分がありますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

【大坂会長】 他にございますでしょうか。

【佐藤克英委員】 北上河下流河川事務所の佐藤でございます。今、私どもの方で旧北上川、それから宮城県さんの海岸堤防と連携いたしまして、津波、高潮から、第一線から市街地を守る堤防整備を進めさせていただいておるところです。

その中で、どうしても堤防整備にご協力していただく事業者の方々の移転先の確保等に非常に苦労していたところですが、今回こういった事業で内陸部に移転をしていただ

く場所を構えていただけることは非常にありがたく思いますし、またなにより市の経済再生、雇用の維持、活性化という意味で工業団地が出来るだけ早急に整備される必要があると思いますので、要望になりますが、ぜひ一日でも早く利用ができるような事業の推進をお願いしたいのが1点でございます。

あと簡単に質問ですが、具体的事業化の目途が立ったから、今回都市計画の決定に至ったとおもいますが、具体的な事業の着手時期等について、お話しできる時期があればご紹介いただければと思います。

【大坂会長】 はい、事務局いかがでしょうか。

【齋藤産業推進課長】 はい、諸々の手続き、整備費もまだ復興庁へ申請しておりませんが、今年度中に予算も含めた手続きを整えまして来年度で整備いたしまして、平成27年度から立地いただけるように進めたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

【大坂会長】 ただいまのご回答でよろしいでしょうか。

【佐藤克英委員】 平成27年度を目標にということですが、たとえば部分的にもですね、早く分譲できる方法があるのであれば少しでも早く着手していただければと思います。

その分早く経済再生にもつながると思いますので、いろんな工夫をお願いできればと思います。

【大坂会長】 それではその点も含めましてご検討いただくようお願いいたします。ほかに・・・はい。

【阿部義孝委員】 この際お伺いしておきたいと思うのですが、議案の中にあるんですけども、たとえば備考欄の中で、この進出予定26社の中でこの団地に予定されている業務内容ですが、食品加工業、自動車整備、あるいは建設機械等々混在する形で予定されているのかなという理解なんですけど、たとえば、そういった業種のいろいろな環境、たとえば臭気や騒音と、関連法規に合わせて土地利用の形態を基本的にどのように配置しようとしているのかを改めて確認させていただきたいと思います。

【大坂会長】 はい、現在のところどのような予定で土地利用をお考えなのか、もしありましたら事務局の方でご回答願います。

【齋藤産業推進課長】 配置につきましては、おのずと内容的に運送関係の業者、それから食品加工関係の事業者、こういった事業者につきましては大型車両の出入りといったことを考慮いたしまして、国道側あるいは県道側の近くに配置になろうかとは思っています。

ただ、先程委員からお話のあった、騒音、振動その関係についてはそれぞれの法律に適合した企業の配置となつてございますのでそういった心配は不要のかなと考えております。

【大坂会長】 基準に従った配置になるということでございますけれども、そのような理解でよろしいですか。他にいかがでございますでしょうか。はい。

【大沼委員】 この計画地内のなんとなくという配置が示されたような気がするんですが、北側からの一種の根底感と言いますか、こうした団地を内陸側にいくつか含めてせめて街路樹等々を植えるとかですね、基本的な部分というかツールをですね、何か考えておられるのでしょうか。

【大坂会長】 はい、こういう工業団地を造るにあたって、その指定するだけでよろしいのかどうか、その周辺の整備ですね、そういうことについて伺えますかということです。はい。

【齋藤産業推進課長】 まず、街路樹等々については現在計画してございません。内容としては先ほど申し上げた緑地、緑地の植樹等々については検討してございます。あわせてまして各事業所につきましては、それぞれ法律に則って工場面積の3%の緑地というものが義務付けられてございますので、それぞれ立地いただく企業、あるいは事業所に緑地、植樹等の措置を講じていただくというような内容になります。以上でございます。

【大坂会長】 よろしいのでしょうか。そのような形で進められているようですが。

【大沼委員】 この3%というのは今までもこれからもということですね。

【齋藤産業推進課長】 法律上は植樹の面積が全体の25%でございました。それが今般、被災等の事情等もございまして、特別措置ということで、石巻市については3%というような形で訂正してございます。

ですので、企業さんにとってはまず最低でも3%は守っていただくというようになります。それで3%植えた企業さんはその状態で推移していくというようになります。よろしく願いいたします。

【大坂会長】 今の説明でよろしいでしょうか

【大沼委員】 いろいろとやむを得ない状況の中ということですので、ずっと何十年間してみた時に、その計画のとおりになりませんでしたとなった時に皆さんも考えなきゃなと思いました。とりあえずこの場では了解いたしました。

【大坂会長】 なかなか時間的な制約もございますし、進めるうえで様々な制約もあろうかとは思いますが、ここですね、検討課題ということでぜひ、そういった所も念頭に入れて進めていっていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。はい。

【渡辺委員】 お願いになるんですが、新蛇田の区画整理の反省点とて、調整池の事業の進捗は前倒しでやる必要があるのかなど。水田の中にあるからと甘えないで雨水処理は

行っていただきたい。周辺には宅地もけっこうあります、今後はですね、造成後はもっと密度が濃くなりますし21ヘクタールありますので、ぜひ不信感を抱かせないような事業の進捗でお願いいたします。

【大坂会長】 今のご意見に対して、事務局いかがでしょうか。

【齋藤産業推進課長】 今の委員のご指摘のとおり、調整池以降の放流について土地改良区さん、水田所有者方々との協議の場を設けさせていただきました。そうした方々からも適切な管理ご要望いただいておりますのでよろしくお願いたします。

【大坂会長】 今後、そのような管理、運営を目指していくということでもよろしいでしょうか。他にいかがございましょうか。他にご質問等ないようですので、ここでお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、第71号議案 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定について、原案どおり承認するという方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成ということで本案につきましては原案通り承認されました。ありがとうございます。

続きまして第72号議案ですが、第73号議案と対象地域が重複しておりますので事務局より一括して説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

【近江基盤整備課長】 復興事業部基盤整備課の近江と申します。私から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、第72号議案石巻広域都市計画高度利用地区の変更、及び73号議案石巻広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定について、関連がございますので合わせてご説明させていただきます。なお、議案書の他、別途配布しております参考資料も合わせてご覧いただければと思います。

まずこの2つの議案の関係でございますが、都市再開発法によりまして、市街地再開発事業、これは高度利用地区の中でということになっておりますので、72号議案で高度利用地区の指定を行って、73号議案で市街地再開発事業の決定を行おうとするものでございます。説明上先に市街地再開発事業についてご説明させていただきます。

それでは、まず施行地を確認していただくため、議案書の14ページをご覧いただきたいと思えます。第73号議案 石巻広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定の総括図でございます。図面の中央付近に赤い丸で囲ってある部分が中央一丁目14、15番地区、再開発事業地区でございます。

少し見にくいので次の 15 ページをお開き願います。これが計画図となっております。その次の 16 ページが字界図となっておりますのでご確認いただきたいと思います。

それでは 15 ページを説明いたします。施行区域を表しております、区域の南側、図面では右側の方になりますが、4 番から 6 番の区域は門脇一丁目との境になります。

北側、図面では左側になりますが、1 番から 3 番まで、これが、きし内科のあります道路までが区域となっております。

それと東側、図面では上になりますが、河川堤防の予定線、西側につきましては県道石巻港線の中心といたしまして赤い線で囲った区域約 0.5 ヘクタールが区域となっております。

それでは 12 ページをご覧くださいと思います。当市街地再開発事業の概要を記載してございます。公共施行の配置及び規模につきましては、道路側、幹線道路が主要地方道、県道の石巻港線、区画道路が市道となっております。下水道につきましては公共下水道への接続の予定でございます。

次に、建物整備に関する計画と敷地面積の整備に関する計画につきましては、主要用途として住宅、高齢者生活支援施設を計画してございます。建築面積等につきましては記載のとおりでございますのでご確認いただきたいと思います。

そして、この事業につきましては、当該区域の地権者の方々が組合を組織いたしまして行う事業になりますのでご確認いただきたいと思います。

そして決定する理由につきましては、被災からのまちづくりを早期に実現するため、河川堤防整備と連携した再開発事業を実施することによりまして、健全な土地の高度利用が図られ、石巻の復興を先導するため決定を行うものでございます。

次の 13 ページに対応する字名を記載しておりますのでご確認いただきたいと思います。続きまして 72 号議案をご説明いたしますので 9 ページをご覧くださいと思います。高度利用地区の変更の総括図でございます。次の 10 ページの計画図と 11 ページの字界図、ちょっと戻りますが 8 ページの字名につきましても先ほどご説明いたしましたとおり、市街地再開発事業は高度利用地区があつてということで同じ区域になっておりますのでご確認いただきたいと思います。

それでは 7 ページをご覧くださいと思います。ここでは高度利用地区に追加いたします、今回の中央 1 丁目 14、15 番地区の面積、及び建物の制限内容を表中の 3 段目に記載しております。

壁面の位置の変更につきましては、10 ページを開いていただいて、壁面の位置の変更につきましては 2 番の点線で示しておりますように、主要地方道の石巻港線から 2 メー

トルとなっております。

お手数をおかけします。それでは 9 ページにお戻り願います。追加する理由につきましては、これらの制限を定めることによりまして、敷地の統合を促進して建物の大規模化を図り、さらに建築物の周囲に空地を確保することで良好な市街地環境の実現を図ろうとするものでございます。

この 2 案につきましては、平成 25 年 9 月 6 日から 9 月 20 日までの期間、市役所本庁 5 階の基盤整備課に図書を備え付け縦覧に供しましたところ、高度利用地区の変更および市街地再開発事業の決定ともに 3 名の縦覧者がございましたが、案に対する意見につきましては提出されませんでした。

以上でご審議をお願いするところではございますが、議案中、高度利用ですとか再開発事業ということで、馴染みのないものがございます。

また、今回委員さんも新たに着任されたということで、お配りしております資料の方で再開発の概要であるとかを説明させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

**【大坂会長】** はい、よろしく願いいたします。

**【近江基盤整備課長】** それでは、担当より説明させていただきます。よろしく願いいたします。

**【基盤整備課 高橋】** 基盤整備課の高橋と申します。着座で説明させていただきます。お手元に参考資料のご用意をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして A3 資料の 1 枚目なんですけれども、こちらは、市街地で検討されております再開発事業の地区を落とし込んだ図になりまして、今回審議していただく地区については、一番右下の中央一丁目 14、15 番と、名称を二重の枠で囲んであります場所になります。

その他の地区、高度利用地区も含めまして、地権者の皆様が事業主体となって検討を進めている地区になります。

続いて、1 枚めくっていただきますでしょうか。このページの左側の枠で囲ってありますところに、この地区の概要ですとか、今後のスケジュールについて載せさせて頂いております。右手側のところでは高度利用地区、下側には再開発事業について、概要を載せおります。

まず右手側の上、高度利用地区とはというところをご説明させていただきます。

この高度利用地区なんですけれども、箇条書きになっております 1 から 4 の項目について定めることとなります。具体的には、下の右側の表、太い枠で囲まれているのが今回審議していただきます案になりまして、左側から容積率の最高限度、一番右側で壁面位置制限の 2 メートルという、そこの 5 点について定めることとなります。

今回の都市計画案におきましては、容積率の最高限度は 400 パーセント、建ぺい率の最高限度 80 パーセント、いずれも当該地域の用途地域であります商業地域と同様でして、上限部分については特段上乘せするものではありません。

また、その関係を左側の模式図で表しております。例えば 1,000 平方メートルの土地があった場合、建ぺい率の最高限度が 80 パーセントになりますので、800 平方メートルまでの建物が建てられることとなります。

容積率いっぱい建てることとなりますと、5 階建て、計 4,000 平方メートルの床面積で建てるのが可能になります。ここまでは現況の用途地域による制限と変わりはありません。

今回合わせて、容積率の最低限度 150 パーセントと指定することとなりますので、少なくとも床面積が 1,500 平方メートル以上必要ということとなります。この図でいきますと、少なくとも 2 層以上必要ということとなりまして、2 層から 5 層までの建物が建てられるということとなります。

このように、高度利用という言葉ですけれども、平屋といった建物ではなくて、建物を複層化しながら土地の有効利用を図っていくという意味合い、目的がございます。

あわせて、壁面の位置制限を設けますことで、敷地内にオープンスペースを生み出して良好な都市環境を整えていくという目的がございます。

続きまして、市街地再開発事業についてご説明させていただきます。この事業は、一般的に低層の木造住宅が密集していたり、土地の利用状況が不健全だったりという地区で行われる事業でありまして、土地を統合して不燃化、中高層化した安全な共同建物を作っていくという事業になります。

こちらの参考資料の 1 から 5 について、先ほどの説明にありましたように進めていくこととなります。

この事業、第一種再開発事業ということでお示しておりますが、再開発事業には第一種と第二種がございます。第一種なんですけれども、名義変換方式と一般に言われておりまして、主に地権者の方の組合施行がこれに該当いたします。

続いて第二種につきましては管理処分方式、いわゆる用地買収方式といわれておりまして、主に公共施行です。今回の事業につきましては、地権者が組合を組織して行う事業になりますので第一種再開発事業ということとなります。

こちらに建物の平面図もご用意させていただいております。こちらの図面ですと右側が北側になります。赤いところが今回の区域でして、こちらの道路が県道石巻港線で、道路の中心線から区域が決まっています。こちらの下側のところが河川堤防になりまし

て、この長細いところで建物を建てていくこととなります。

こちらが一階の平面図兼配置図を示したものになります。黄色いところと赤いところが、建物が建ってくるところです。今回津波の浸水被害を受けまして、それを教訓に1階部分はすべて駐車場ということで考えおります。建物の下のところは、柱だけで構成されるピロティと呼ばれる空間なんですけれども、こちらで駐車場、また前面の青空駐車場も確保しながら、という計画になっております。

続いて2階になります。こちらは主に真ん中のオレンジ色のところ、高齢者生活支援施設ということで、用途としてはデイサービスを今のところ検討しているところです。

その他その上が住宅になるんですけれども、その住宅の集会スペースですとか控室などをこちらに確保していきます。

そしてこちらが、その上階の3階から7階の基準階の平面図になりまして、すべて住宅を用途としております。建物を大きく分けて2つに分棟しております。こちらの緑色と黄色のところと青と赤のところこちら大きく2つにわけておりまして、そのうち右手側のこちらにつきましては、地権者の方々が住まれる住宅、さらに分譲住宅、この床を売って事業費に充てるような住宅を検討しておりまして、3階から7階までで25戸を予定しております。

残るこちらのところだと、復興公営住宅を今のところ検討しておりまして、市に買い取ってもらうかたちで49戸、合わせて74戸の住宅を建設する方向で、組合の方と検討しています。

そちらの高さ、断面図になりまして、ここが現在の地盤面、こちらが県道側になり、そこから2メートルのセットバックをしてゆとりをもって建物を建てていきます。

1階部分は駐車場、2階部分は高齢者生活支援ですとか集会施設、3,4,5,6,7と住宅部分を重ねていきます。

こちら側で新しく河川堤防ができてまして、そちらの事業所の方と調整をしていきまして進めてまいります。説明は以上です。審議の程よろしく願いいたします。

**【大坂会長】** はい、ありがとうございます。それではなにかご質問等がございましたらおねがいします。

**【寶委員】** 分からないので少しよろしいでしょうか。

**【大坂会長】** はい、どうぞ。

**【寶委員】** 寶です。何もわからないので最初に聞かせていただきます。

今、高齢者の方の為のケアと説明にあったんですけれども、石巻市が持続的に発展していくためには、子どもたちを大事にしないと、今の高齢者がいなくなったら伏見のよう

に真新しく安全なゴーストタウンになるのではないかという意見をおっしゃる方もいるようで、石巻市がこれから30年経っても40年経っても発展していくためには、若い世代も手助けしていかなければならないと思うのですが、この建物の中で、子どもたちを育てる若い世代への配慮とか、周りの道路で子どもたちが安全に登下校できるとか、駐車スペースに車がたくさん出たり入ったりするときに、子どもたちが怪我したりぶつかったりしないようにするよ、ですとか、そういう点の工夫がありましたら教えてほしいなと思います。

**【大坂会長】** はい、ありがとうございます。どのような要望の仕方をするかということになるかと思いますが、建物の内部について市としてなにか考えがございましたらお願いいたします。

**【近江基盤整備課長】** 今のご質問にちょっとお答えできないと思いますが、今回の開発につきましては、先ほど担当から説明させていただいたとおり、一部事業者の為の分譲もごございますが、概ね公営住宅として、公営住宅としても1LDKから3LDKまでの形で整えて、その中で若い方から高齢者の方まで住めるような、トータルでバリアフリーと言いますか、グランドデザインという風な形で住めるように配慮しております。

また、分譲については、市場調査をして市場に沿って行います。

それと、今回の開発区域内での2メートルのセットバックをして、そこを歩道空間として確保することで、車の出入り等につきましても、安全を配慮することで、いわゆる壁になって、ブラインドになって子どもたちが見難くて、車とぶつからないような形でははらせていただくことになるというところがございます。

**【大坂会長】** はい、ありがとうございます。今の説明でいかがでしょうか。

**【寶委員】** 的外れなのかなとも思うんですが、今の旧市街地を見ますとみんな若い人達は蛇田に住むし、住みたがるし、用がないから行かないという人達が大勢いるので、このまま川岸にお店もないし、いろんな公的な施設もないまま、たくさん立派な建物ができて、誰も住まない街になってしまうのではないかなと思ったので、的外れだったかとは思いますが、子どもを大事にしてくれる若い人たちも住むんじゃないかなと思って聞かせていただきました。

**【大坂会長】** 今の議案については、建物に関する、建物内部に関する利用についての議論について、市役所側が関与する部分はございますか。

今、おそらく委員からの質問は、地域の問題というよりは、住まいの問題、具体的に建物ができた際に、それをどういう風に利用するのか、特に若い人たちの利用を促したい、そういう工夫があるのかというお話だったんですけどもそこまでの内容については

市では検討されているのでしょうか。

**【近江基盤整備課長】** お答えさせていただきますが、多分議案と関係のないお答えになってしまうかと思います。ようはまちなかをどうやって再生させていくか、そしてまちなかを老若男女併せて、どうやって発展させていくか、ということについてお答えさせていただきます。

市立病院を建て、市立病院以外にも公共施設、防災関係、そして福祉関係、この福祉関係の中には障害者やお年を召した方の包括ケアだけではなくて、そこは共生的に考えていき子どもさんたちと触れ合うという空間スペースを駅前を中心部に設けようという考えでございます。

また、所長さんがお見えになっているので大変恐縮ではございますけども、川まちづくりというのを私どもの市長と所長さんを中心にやっていただいております、ただ堤防を作るのではなく川を憩の場にしようと、そこにはお年を召した方が川を見て安らいでいただくのはもちろんですけども、色んな世代の人が安らげる空間づくりをやっていこうということで、私どもの市長は、駅から川までを変える、改造すると言ってもいいかもしれませんが、その土地を大きく変える政策を動かしております。例えば歩道の設置ですとか、そういったものもソフトとして結び付けていく必要があると思っております、委員さんのご質問も大事なものだと感じております。

この地区というよりは、駅から川までの全体をどういった形でお子様にも生かしていただけるような地域づくりを、中心市街地活性化計画その他の中で盛り込ませていただきたいと考えております。以上です。

**【大坂会長】** ありがとうございます。いかかでしょうか。

**【寶委員】** ぜひそのように子どもを大事にお願いいたします。ありがとうございます。

**【大坂会長】** 全体でそのような配慮の中で、計画を進めていただきたいということのようでございますので、ぜひそのようにお願いしたいと思っております。

**【大沼委員】** 今事務局がおっしゃったことは大変重要なことだと思っております。中身については議案そのものではないということですが、それで1つ思いますのが、公的な災害公営みたなものが入る、公的なものが入って最終的に床をどうするのかという案があるのかもしれませんが、すくなくとも公的に整備する住宅が入る再開発と、今後これにならって民間だけでなんとかやり遂げる事業とかも出てくるといいなという話なのかなと解釈したんですね。

その時に、2点あるのですが、例えば子育て世代をという話を、実は私どもも手前味噌ですが、学内の設定課題で子育てをどうしやくするかというのを課題を出して学生が考

えているのですが、ようは工夫としては単に集会施設のようなところにちょっとしたランドリースペースがあって、赤ちゃんのものが干せるだとか小さな話だと思うんです。

だから公的な空間が付くときにはなんらかのオプションというか、ものを石巻市独自の提案を出していくことが大事だと思いますので、そのことを念頭に置いて「3」と「2」とか「5」と「2」とか法的な再開発が連なっていくということはどううまくいくのであればすごく素敵だなと思います。

そのことに関連するのですが、先ほど河川部分が憩いの場になるという話がありましたが、断面図の方でお示していただいたものの中で、だいたい河川堤防 4 メートルくらいでしょうか。そうすると 2 層目の 2 階の床にだいたい近くなってくると思うのですが、問題は河川で遊んでいて地震が来てなんとなくモタモタしてしまった人が堤防を乗り越えて近づくのはいけないので、公的な整備をするビルについては堤防を越えてきてからまた上るのでないような良い接続を、ペDESTリアンデッキとまではいなくても近いようなものがあって同時に津波避難ビルになるようなことがありえるのかどうか、もしそのような構想があるのであればお聞きしたいと思いました。

【大坂会長】 いかがでございましょうか。

【近江基盤整備課長】 今回の建物、公営住宅として一部を市が購入するわけですが、公営住宅そのものが今おっしゃられたような一時的な避難機能を持たせるといった基本方針を、我々だしておりますので、このような再開発の事業であってもそのような機能を付けるという風にしてございます。

【大坂会長】 はい、いかかでしょうか。

【大沼委員】 具体的に開発者がそういう配慮をしようとするればうまく接続できる可能性はあると思っていいですね。了解しました。

【大坂会長】 今の件はよろしいですか。

【大沼委員】 はい。

【白土委員】 既に立町二丁目と中央三丁目は決定も終わっているわけですよ。

そして今度中央一丁目で行うわけですが、それから次々と中央一丁目とか、色々区域が囲ってあるんですが、このことに連動性とか、全体を誰が見ているのかということ、地権者の方たちの意思も大事ですが、それぞれポツン、ポツン、ポツン、ポツンっとなっている、1 か所ずつ計画していくとは思いますが、全体としての舵取り役はどなたがなさっているのですか。

【大坂会長】 方向性をどのようにして決めているか、平面的な議論もさることながらそれをいかにどのような形で進めようとしているかをお願いします。

【近江基盤整備課長】 まず、中心市街地につきましては、これまでも衰退の傾向がありまして、その建て直しのために震災前に基本計画というのを大臣認定いただいて、再生に向かった動きをし始めたときに震災が起きました。ということで、今回復興をふまえた基本計画の見直しは、復興政策部の方で進行中でございます。

そしてここに記載してある個別の事業につきましては、我々復興事業部と基盤整備課の方で地権者の皆様とお話ししながら、こういう風な形でどのような進め方をしたらいいのかというのを進めているところでございます。

その中で、石巻の駅から川側にかけての道路ですとか、それぞれがどういった開発、復興住宅なのか店舗なのか事務所なのか統制をとりながらそれぞれの事業がうまくいくように、我々としては打ち合わせをして進めようとしているところでございます。

ただ、今言われたように、一番の基本は中心市街地基本計画というのがございまして、それと整合をとりながら、あとは地元の再開発の状況を見ながらコントロールしているところでございます。

【白土委員】 このことにたいしてプロが見て、それなりのアドバイスとか全体のプランとかを知っているのですか。

【近江基盤整備課長】 まず今回の復興、我々のハード面ではございますが、日大の先生方とか東北大学の先生方と包括協定を結んでおりますので、そちらでアドバイスを受けているところでございます。

【大坂会長】 ただいまの説明でよろしいでしょうか。

【白土委員】 本当に都市計画は難しく、こういう風に、私も昔に都市計画をやったことがあるのですが、誰かが全体を把握して流れを把握していくのかがどうも見えないです。それで心配になりました。

全体を必ず見る人がいないと、それぞれの意見は聞くけど、総括して精査して何が必要かを判断する部署がきちんとしていないと、意見は聞きました、聞いたけど反映されませんでした、結果パラパラとできましたということになりかねないとすごく危惧します。

【笹野副市長】 大変重要なお指摘ありがとうございます。ちょっと近江課長の説明が舌足らずでしたので補足説明させていただきますと、この都市計画決定にかかる技術的なこと、あるいはにぎわいのハード面からくる、どうやってソフトに生かしていくかという側面に関してはですね、今、日本大学においてになります、日本都市計画学会の前会長の岸井隆幸先生に全体のご指導をいただいております、このまちなかの再開発についても、ここはこう、あそこはこうと、それぞれ個性があるので、それぞれやりたいこ

とを個性までは否定することはできませんが、全体としてどういった街にしていくか、それと駅の全体の復興拠点づくりと堤防の川まちづくりですね、そして南浜の国営祈念公園、そこらへんはですね、岸井前都市計画学会会長と、東北大学と包括協定を結ばせていただいておりますので、そちらの先生方、工業大学などいろいろなところに入っていただいて、その構成チームに監修していただいております。

それとですね、キャッチボールをしながら、ということになるのですが、ソフトの部分といたしましては、今日の地区がまさにその浅野会頭の関係するところではございますが、全体を市長と会頭とそれを中心に議長さんにも入っていただいておりますけど、街なか創生協議会というものを作っております、その中であまり高い建物は建てないようにしようですか、法的にそれを否定する権限までは持たせておりませんが、そういった呼びかけをするような、緩やかなどちらかというと民主導の協議会というものは設けておまして、ここまで進んできましたし、また駅、川の動きも大きくなってきましたので、そのあたりの至らない点は委員のご指摘のとおりありますので、そのあたりはまた強化していきたいと考えております。

**【白土委員】** その中のプロの方は、できるだけ一年を通じてある程度この地元にはいらっしやる方でないとやっぱり的違いのものになってしまう、ということがすごく他所でも見てるとあるんですね。

ポイントで来て、ポイントで来てというやり方だと、ほんとにこの地域がどうなるのかが心配なんで、その辺よろしく願いいたします。

**【大坂会長】** はい、ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。

**【佐藤克美委員】** もともと議論されている地区は商業地区だったはずですが、商業地区に関しては確かに被災する前からシャッター街が増えていって、商業地区としてどうかなといった感じはあったんですが、僕の知り合いのこの地区でご商売している人なんかは、再開発を考えている方々もいるので、今のお話を伺っていると商業地区としては完全に見捨てますよというような議論なので、そうすると石巻市の古くからの引っ張ってきたこの商業地区を完全に無くしてしまっただけ一体どうするのかと。

たしかに蛇田の方に大きい商業施設が移ってますけども、はっきり言ってあそこにある建物は、例えば千葉に行くとかたくさんあるんですよ。ララポートとか船橋あたりに行くと、そんな感じで、石巻のかつて賑わっていたのに、今お話しにあったような形の再開発だと危ういような感じを私は思ったのですが、商業地区としてはどうなのか、商業地区としては完全に見放す予定でいるのか、考えをお伺いしたいんですけど、よろしく願いします。

【大坂会長】 今のご質問に対して何かお答えできますでしょうか。

【笹野副市長】 議案とは直接関係はないのですが、全体として大事なご指摘だと思っております。私どもも商業の活性化、非常に大事なことだと思っております、実は、まちなかのまさに再開発を行っている図面の中は、商業の税制特区を私共石巻市として、独自に最初に市としては被災地で一番最初に商業の特例地区として、特区認定を勝ち取った地区でございます。

ですので、私どもの市長は、商業の再生というのは当然頭から離れておりませんので、もし私の説明が悪かったようでしたらお詫び申し上げますが、私どもの主張にあたり、商業の再生ということは頭から離れておりませんので、まずその点をお願いいたします。

ですので、まず税制特区をかけております。そのうえで人が集まる、そしてできれば住んでいただく地区にすることが商業の再生につながる、というのが市長の考えでございます。ですので、病院もそうですし、それ以外の公共施設もそうですし、川の憩の場づくりもそうでございます。

私ども公務員は、商売そのものはできませんので、そこは商売をなさっていただく方が頑張っていただくざるをえないのですが、そういった舞台を整える、蛇田とは違った形で何とか趣のある、この駅から川まで、石巻の古き良きこの地区を何とかしたいと考えております。最終的な目標は、委員ご指摘の商業の再生にございますのでそこはご理解いただきたいと思います。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。おそらく心配なさっている方は全体としてどういうふうにコーディネートされているのだろうか、ということをご心配なさっているのだと思うんですね。

たしかに復興というのは元に戻すだけではないということもありますし、また地権者の方々の話し合いもあるでしょうし、非常に難しい問題がいっぱいあるだろうと思えます。

ぜひですね、いま議論にもありましたけれども、全体をどういう考え方で進めていこうか、そういうものをどういうふうにコーディネートしていくかということ、ぜひ議論を重ねて、今後ともおそらくこれで終わりではないと思えますので、今後ともそういう視点をもって進めていただきたいと思いますということを、恐らく委員の方々もそういうようなお考えだと思います。ご検討いただければと思います。

【阿部聡史委員】 すいません、よろしいですか。

【大坂会長】 どうぞ。

【阿部聡史委員】 阿部です。ちょっと議案の方に近づけてお聞きしたいのですが、今小

冊子をいただいている1番の再開発地区を行う赤く囲まれた場所ですけれども、今議案に上がっている14、15番と11番を比較すると、14、15番の方が堤防からセットバックした形になっていますけれども、これの11番との違いは具体的にどういう風になっているのでしょうか。

【大坂会長】 はい、よろしくお願いします。

【近江基盤整備課長】 今のご質問は、今回の中央一丁目14、15番が堤防から下がっていて、こちらの中央一丁目11番が川までのエリアになっているという疑問点でよろしいでしょうか。

【阿部聡史委員】 11番にかかる建物ができる場合は堤防側にも影響してくるのですか。

【近江基盤整備課長】 基本的な考え方で話しさせていただきます。検討区域として赤で囲んでおまして、結果的にここで事業を行うとすれば14、15と同じように堤防区域を堤防区域として、こちらの14、15番のように開発区域として区分されるので、今は検討区域として囲んでおります。土地がありますので検討区域として囲んでおります。

【阿部聡史委員】 わかりました。もうあと2つほど聞きたいんですけれども、1つは一階に駐車場を配置されるということですが、74戸入るということで、駐車場を確保するのに、例えば一家族2台なり1台としても150台必要になってくると思うんですけれども、一階の駐車場というのはその建物に住む人だけの駐車場ということですか。

あともう一つですが、7階建ての建物ができるということで、この場所は石巻の顔になると思うんですね。あそこに7階建ての建物が単純に建つような法律があって実際に建ってしまうとすると、僕としてはすごい残念なんです。ああいう顔となるような場所に普通の四角い建物がでてしまうということは。それに対して、例えば外壁を工夫するとか、素材を工夫するとか、そういうところまで見越してデザインするのもしないのかというところでもだいぶ変わってくると思います。

今回その7階建を建てられるということで、景観に対する、石巻の顔となるところに建てられるときに、景観に対しての配慮とかはどのようにお考えになっているかをお聞きしたいです。

【大坂会長】 建物についての市の関わり方ですね。

【近江基盤整備課長】 まず駐車場の件ですけど、まちなかに建てる、今回中心市街地に建てる公営住宅に関しては、他の地区は1つの部屋に対して1台を確保するよう義務付けておりましたが、まちなかに関してはそこまで義務付けると建てることすら難しくなってくるということで、少なくとも半分程度は確保しようとする形で進めております。

それと、今ご指摘のあった20メートル前後の建物になるということで、外壁の色とい

うことですが、まず石巻市は景観条例を持っておりません。それでコントロールすることはできないのですが、先ほど副市長から話しのあった地元の街なか創生会議で、建物を建てる場合、地元の人たちが今お話しされたような景観に配慮した色とか、形、形もですね、道路から少しバックする、2階、3階は一部引っ込んだ建て方、そういう工夫をしましょうという自らガイドラインような方針を作っていますので、まず我々としてはそういった地元のを大事にしたいということと、これは課題になりますけども、景観条例をどのように持っていくのか、持つべきなのかを今後検討していきたいなと思っています。

**【阿部聡史委員】** ありがとうございます。すごくそこが重要になってくると思うんですね。今後復興に向けていろいろ建物を建てていくときに、法律とかルールで縛られていないものをどうするのかという視点がすごく重要になってくると思うので、そのあたりを検討していただいて、より良い復興につなげていただけたらと思います。

**【大坂会長】** 市に対するリーダーシップをもう少しとっていただきたいということになりますでしょうか。

**【阿部聡史委員】** そうですね。今石巻が注目されているから、類を見ないようなまちづくりをしたいという声を聞くんですけども、やっぱりそこには既存のものを良い意味で壊していかなくちゃいけないという課題があると思うので、そこはやっぱりリーダーシップというか、石巻市が東北の被災地のトップで新しい取り組みをするんだ、というところを色々なところに反映していただきたいというのを若者としては思うところです。

**【大坂会長】** はい、ありがとうございます。熱いご意見でございますので是非織り込んでご検討いただきたいと思います。他にございますでしょうか。

**【大森委員】** 今、阿部さんもおっしゃいましたし、白土さんもおっしゃいましたが、やはり開発するには市としてのグランドデザインがやっぱり必要じゃないかと思いますね。

それに沿って開発すべきだと思いますし、そういうものがなければまちまちになって、確かに大学の先生方に見てもらっているとはいえますけども、各開発者に任せられると統一した事業者ごとに行い個性的でいいと思いますが、やはり統一されるためにグランドデザインが必要なのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**【大坂会長】** このご意見に対して何か、事務局の方でお答えできますでしょうか。

**【笹野副市長】** 委員さんのご質問にお答えいたします。

まず建物の方はですね、先ほどの近江課長と同じような答弁になりますけども、まず緩やかにですね、官民連携の協議会の中でどういう建物をガイドライン的に自己抑制していくかということを生懸命やらせていただくのと、あと将来的な話として、景観条

例ということは考えさせていただきたいと思います。

あわせて、ソフトの部分に関しましては、9月議会でもご答弁申し上げておりますとおり、中心市街地活性化計画の中で、ハード、ソフトあわせてどういうまちなかにしていくかということをお示しするような方向で頑張らせていただきたいと思います。

**【大坂会長】** はい、ありがとうございます。他にございましたら、はい。

**【渡辺委員】** 高度利用地区の考え方として今までの反省点だったと思いますが、どうしても立町地区は狭隘な道路が多くて景観上も良くなかったと、そういうことで、これまでの都市計画審議会にあがった、よその地域のように高度利用地区の計画ができたと思います。

それで私は、これは大変良いことだとは思いますが、一般の商業者に関していろいろな考え方があると思うんですね。

そういった中で安全の安心感、津波や水に対する安心感に対応しているまち並みということで、1階部分が駐車場というのは、私は非常に良いと思うんですね。そういった意味で公共施設を建てるのならば1階部分は駐車場というような地区計画も必要になってくるのではないかと思います。

おそらくほとんどが民間の建物で埋まるわけですから、一部がこういう土地区画整理事業でいった場合、やっぱり一部は高さを生かすよということも公共施設の場合のみ必要な考え方も、どうなんでしょう必要なのかなと思うんですが。所感いただけますでしょうか。

防潮堤のスピード、少子高齢化が加速するなかで石巻のまちづくりも、今後5年、10年が勝負なのかなと、それ以降はいくらじってもどうにもならないという思いがあるんですね。そういう意味で、その進捗とあわせてどのような安心感の地域を作るのかということをお聞きしたいと思います。

**【大坂会長】** はい、これについて事務局として、よろしく願いいたします。

**【近江基盤整備課長】** まず地域づくりのことで、石巻市は、災害に強いまちづくりということで、まず水際の堤防であったり防潮堤であったり、これは県さんや国さんでしっかり作っていただくということでやってまして、中心市街地のことでお話しさせていただければ、河川堤防4.5メートルのT.P.ということで、これでほぼ守られる状況になってござまして、そうしますと、委員さんご提案の、1階が公共施設であれば1階を駐車場ということで安全が図られると、これは大事なことだと思います。

ただ、いろいろな公共事業についても、国庫補助金とか色々なルールがございますの

で、その辺の中で工夫できる範囲で、今は私がこの公共施設担当ではないので私一人でお答えできないのですが、今の委員さんのお答えとすれば、そういうような工夫できる範囲の中でということになります。

【渡辺委員】 わかりました。

【大坂会長】 はい、他にございますか。

【大沼委員】 開発内容というのはあまりなかなか言及できないのだと思いますけども、ピロティ、いわゆる駐車場利用ですね、これが他の再開発事業等々のみんな提供されてくるのかなと、また通りに下りた時のまち並みというのは賑わいがあるんだかないんだか分からないまちになるんですが、これすごく難しく、私も今たまたま仙台の方でピロティ研究会というものが出来そうで、それに呼ばれたりしているんですが、そういった研究をしている方もいるのでどうぞ連絡いただければと思うんですが。

私が気になるのは、さきほど狭隘な道路の話も少し出ましたので、これは観光客から見ますと実は狭隘な道路が一番楽しみです。ですから私はたまたま建築の視点なので都市計画と言いながらも過去の記憶を、ぜひ消し去らないということをごどこか、めんどくさくはなってしまいますが、絶対に大事なことで、そのことによって例えば、観慶丸商店さんのような古い建物が重要で確か3層だったと思いますけど、7階建ての建物との整合とかですね、そういったことが論じられる、あるいは大きな再開発でも、もともとの地割とか、もともとのビルの面積ってとこの、なにがしかの記憶がどう継承されるのかというのを、おそらくすでに創成会議でも議論になっているのかなと推察するんですが、なおですね、着眼的に都市計画を行っていただきたいなという希望です。

【大坂会長】 はい、他にございますか。

【佐藤克英委員】 第72号議案に関連してですが、今回、73号議案で市街地再開発事業を決定する区域だけ高度利用地区に指定するようですけど、別添、配布のあった参考資料には、今後の検討中の再開発の検討中の区域が多数のっていて、これらを一気に高度利用地区に設定したうえで、その都度事業化してくという方法もあったかと思いますが、今後個別に一個ずつやっていく考えなのでしょうか。確認的な質問です。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。事務局の方、はい。

【近江基盤整備課長】 そうですね、一つ一つ事業化の目途が立ったものについて、その事業が適正に高度利用ができるかというところであわせて決定していくということで、事前にやっておきますとですね、平面形でこれまでの街並みをそのまま保ちたい人もいますので、その人たちを苦しめる形になりかねないということで、事業化の決まった時点で今回のようにあわせて決めさせていただきたいと思います。

【大坂会長】 はい、他にご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま第 72 号議案、第 73 号議案二つ一緒に検討してまいりましたんですが、第 72 号議案 石巻広域都市計画高度利用地区の変更についてからお諮りしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

第 72 号議案に賛成の方大変申し訳ございません。もう一度挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。

賛成多数により、第 72 号議案は原案の通り承認されました。

続いて 73 号議案、石巻広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。

賛成多数により、第 73 号議案は原案通り承認されました。

それでは、続いて第 74 号議案、石巻広域都市計画道路の変更について事務局より説明をお願いいたします。

【近江基盤整備課長】 基盤整備課の近江でございます。また説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

それでは、第 74 号議案 石巻広域都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。

まず、位置を確認していただきたいと思いますので、20 ページをご覧ください。

こちらが石巻広域都市計画道路の変更の総括図でございます。図の中ほどにありますのが、湊地区において御所入長浜線を図のように、一部区間の廃止および追加の変更を行うものでございます。

拡大図がありますので 21 ページをご覧ください。こちらが計画図でございますが、まず本路線の起点を湊字御所入としまして、終点につきましては下側になります湊字須賀松から、これを湊町四丁目に変更いたそうとするものでございます。この区間につきましては黄色で示しておりますが、これに変わるルートといたしまして二本線で描いてございますが、湊中央線が新たに計画決定すでにされておりまして、さらにこの黄色い区間、この地域にいたしましては土地区画整理事業が計画されておりまして、ことから、これ

を廃止することといたしました。

新たな終点につきましては、ここから国道 398 号までの区間について、湊中央線が高盛土道路構造となっておりますので、ここからは坂道となるため、既存道路との接続を確保するために側道を設け、このことから道路幅員を合わせまして 30 メートルに拡幅するというものでございます。次の 22 ページは字界図がございますので、あわせてご確認いただきたいと思っております。

それでは 17 ページをご覧ください。本議案の変更の概要といたしましては、先ほどから説明しております終点を変更いたしますことから、名称を御所入長浜線から御所入湊線に改めまして、全長約 740 メートルの街路となるものでございます。構造等につきましては記載の通りでございます。

また、変更する理由につきましては、震災により甚大な被害を受けた湊地区におきましては、各種の復興事業が計画されておりますが、当路線の地区におきましても土地区画整理事業が予定されていることから、その土地利用を考慮して一部を廃止することとし、これらの都市施設の再配置方針に基づきまして、津波防災、防災機能を備えた幹線道路などの整備と併せまして、発災時の円滑、早急な避難路の確保を目的として本路線を整備するものでございます。

また、19 ページには、該当いたします字名を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

縦覧の結果でございますが、本議案に関する都市計画案につきましては、平成 25 年 9 月 6 日から 9 月 20 日までの期間、市役所本庁 5 階の基盤整備課に図書を備えつけ縦覧に供しましたところ、2 名の縦覧者がございましたが、案に対する意見につきまして提出されませんでした。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【大坂会長】** はい、ありがとうございます。この 74 号議案についてご質問ございましたらお願いしたいと思います。

先ほどの事務局からのお話しですと、9 月 6 日から 20 日まで縦覧したところ 2 名の方が縦覧者したと。ただ意見はなかったということですけどもいかかでしょうか。はい。

**【大沼委員】** いまさらですが用途地域が、工業地域とか等々となっておりますよね。この土地利用が円滑になされているか、あるいは見込みということについて念のためお聞きしたいと思うんですが。

**【大坂会長】** はい、事務局お願いいたします。

**【近江基盤整備課長】** まず、21 ページの図面をご覧くださいと思いますが、二本線で湊中央線というのが図面の中ほどに見られると思いますが、こちらから海側といいま

すか川側といいますか、こちらについては工業系の土地区画整理を実施しようとしているところでございます。

それから、上の方の国道から川側につきましては住宅系、さらに小学校、中学校がございます周辺あたり、こちらにつきましても住居系の区画整理で、災害からの復興計画を進めようとしているところでございます、本件ですね、赤く塗ってございます新たな道路の周辺部分につきましては、地元との協議におきまして、この辺は今の土地利用のままで立ち直ろうということで、ここは、区画整理は入らない形で、このへん全体的な区画整理が入ったり入らなかったりと、将来の用途はこれまでの用途とは違ったかたちになる可能性が高い、というのは、今私が説明したようにこの図面の北側では住居系、東側でも住居系、湊中央線からは業務系の区画整理を行うということで、この辺はその進捗を見ながら、これまでの用途とはひとつ検討しなければというところにきております。

今後 2 年間の中で、県の方でも都市計画の見直しを行おうと着手したところでおりますので、石巻市の広域都市計画の中で県がコントロールする部分もございますので併せて協議して行おうと考えてございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【大沼委員】 はい、こういった検討をしていると思いますけれども、巨大な高盛土道路への接続が必ず出てきますね、なんかそんな。それに伴って、それが一つのまちの境のように道路によってまちがまったく違うようなものであったり、せめぎ合うような接続との場合と、どうしても同じような性格のまちを横切っていくって上っていくときになんらかの接続を配慮しなければならない、といった 2 つのモデルがあるのかなと思うので。はい、今の質問の回答に対しては了解いたしました。

【大坂会長】 他にいかがでございましょうか。

【渡辺委員】 この路線、避難道路という位置づけもあると思いますが、理想を言えば立体交差が非常に望ましいのですが、なにせ国道 398 号と交差しますので、そうもいかないというのは私も理解します。

そのうえで、歩行者の歩行による避難を考えた場合に、最近震災以降にですね、逆に見直されている歩道橋、これを付けなければいけないのかなあ、と思うわけなんです。そうでなければ 398 号を通行止めにする訳にもいきませんし、一刻を争う水からの避難の目的が達成されるものなのかと疑問を持っているんです。ですから歩道橋設置の考え方と、そうでなければ、それに代わる交差点には工夫があるのかないのかをお聞きしたいと思います。

【大坂会長】 事は、務局お願いします。

【近江基盤整備課長】 委員さんご指摘の部分につきましては、国道 398 号は県管理になりますので、歩道橋の設置となるとそれを賄うとすると市ではなく県さんになるのかと思います。

ただ、今回歩道橋は、津波避難の際に有効に働いたということもございますので、うちの方で言いますと、ちょうど大門崎のところに歩道橋がございまして県の方で工夫して架けたいという計画もあるやに聞いておりますが、ここについてはまだそのようなお話をうけておりませんので、ご回答になるかわかりませんがこのような現状でございます。

【渡辺委員】 はい、わかりました。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。他にございか。

【佐藤克美委員】 先ほどの市の方のご答弁の中で、川側に黄色い線で示してある工業地帯を考えておられるということですが、その具体的な案は決まっているのでしょうか。どういった工場を配置するとか、どういった工業用地にするとかの話はでているのでしょうか。

【古城震災復興部副参事兼区画整理第2課長補佐】 区画整理第2課の古城と申します。

今現在、湊西地区の区画整理を担当させていただいております。現在湊西地区におられます事業者の方々と協議をさせていただいております。

石巻漁港がございまして、その後背地として水産加工業を中心とした産業ゾーンとして考えております。以上でございます。

【佐藤克美委員】 水産の都市ということで、今回の津波で水産加工業が壊滅したわけですけども、またそれを昔からと同じような形でやってですね、また津波が来ないという保証もないので。

あともう1つ水産工場となりますと、私は湊地区に住んでいたのによく分かるんですけども、公害的なもの、特に悪臭とか、最近はあまりなくなったような感じはしますけれども、そういったものもありますので、そうすると 398 号から前後して東側の方とかまだ普通に住宅地が残っていますので、その人達に対する配置的な配慮みたいなもの、道路を挟んでの配慮みたいなものは考えておられますか。その辺をお願いいたします。

【大坂会長】 はい、お願いいたします。

【古城震災復興部副参事兼区画整理第2課長補佐】 既存の水産加工業がおられますので、そこの関連で特に新たなことは考えておりませんが、今後湊東地区が住宅地区になるということでございます、これらを加味しながら考えていきたいと思っております。

【大坂会長】 他にいかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【寶委員】 小さな質問です。この道路は自転車で日和大橋から牧山までずっと走れるようになる道路になるのですか。

観光資源として牧山もありますよね。そうすると日和大橋から、私自転車で通っていたものですから、そこはいいよなあと思ったのですが、どんな道路ですか。

【近江基盤整備課長】 今のお話ですが、もうちょっと図面で確認させて下さい。この道路でよろしいですか。

【寶委員】 ここの大きな、太い道路です。

【近江基盤整備課長】 これはですね。高盛り土道路というのをご存知でしょうか。堤防のような形で高さがだいたい 4.5 メートル、地盤からだとだいたい平均で 3 メートルから 4 メートル高いところに、三陸道のようなイメージ、あんなに高くはありませんけれども。

ここの道路につきましては車を基本とした道路になりますので、自転車や歩行者というのは今考えておりません。

【寶委員】 車だけですか。

【近江基盤整備課長】 基本的には。避難の時にはそこでいくというかたちで計画してございます。

これは堤防の役目をするということで、基本的には道路機能もあるんですが、堤防機能ということで高いところを歩くということになりますので歩道機能はなくて、越えて上の方に行くということはありますが、並行して歩くという形ではございません。

【大坂会長】 よろしいでしょうか、他にございますか。はい、どうぞ。

【佐藤克美委員】 この高盛土道路ですが、湊の住人としてこの計画ができてから非常に危惧しているのですが、ここにできるとですね、完全に湊が道路を境にして分断されてしまうと思うんですよね。

私は吉野町というところに住んでいたんですけど、当然湊町、川口町と行き来してまして、その吉野町、湊町、川口町などが一体となって居住空間というのができていたと思うのですが、これになってしまいますと湊町、川口町というのが結局被災区域に指定されているのでここに住めなくなるので、居住する建物が建てられなくなるので、工業とかの配置関係とか、そうでなくても飲めなくもないのですが、それだったらまだ工場と我々住民とが行き来できるような空間にしてほしいです。できればですけども。

このような高盛土道路で地区をバシンと切ってしまうのは、あまりにもなんかちょっと無機的なやり方も感じるんですけども。いまさらこんなこと言ってしまってもよいの

か分からないんですけども初めて来たんで。なんか撤回まで考えてほしいというのが湊の住人として思うんですけど。その辺に関してはどうでしょう。

【大坂会長】 はい、事務局の方、どうでしょう。

【近江基盤整備課長】 佐藤委員さんには大変申し訳ございませんが、本審議会の議案の話からどんどん外れていきまして、申し訳ありません。この議論については別のところでお願いいたします。今回の議案にしましては湊五所入線の避難道路としての必要性のところで申し訳ございませんが議論していただきたいと思います。

【大坂会長】 はい、いろいろ委員の方々ご意見あろうかと思いますが、今の議案とはちょっと違うところがあるかと思いますが。高盛土道路については、今事務局がおっしゃったようにですね、別のところで決定されているというお話でございますので、それとは切り離して、この議案に集中してですね、ご議論いただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。もしよろしければここでお諮りしたいと思います。

第 74 号議案 石巻広域都市計画道路の変更につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。

賛成多数ということで、第 74 号議案につきましては原案のとおり承認されました。

それでは引き続き、第 75 号議案 石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定について事務局より説明をお願いいたします。

【佐藤区画整理第 1 課長】

区画整理第 1 課の佐藤と申します。大変恐縮ではございますが着座にてご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきますので議案書の 23 ページをご覧ください。

ご審議いただきます、第 75 号議案 石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定でございますが、議案の概要を説明させていただく前に、新蛇田南第二地区の施行区域の位置をご確認いただきますので、27 ページをご覧ください。

決定しようとする区域は、総括図の赤色の枠取りをした箇所、区域北側の三陸縦貫自動車道と近接した約 13.7 ヘクタールでございます。

また、地区の東側に既成市街地が隣接しており、これらの周辺環境を生かした市街地の形成が図られるように計画を進めているところでございます。

次に 28 ページをご覧ください。これは、土地区画整理事業の施行区域を表しております。都市計画に定める施行区域につきましては、図の左側にあります凡例に示す通り、

地形、地物などの境界が明らかにできるものとされておりますことから、区域の東側、南側及び北側は道路、西側は東松島市との行政界により区域を設定してございます。

次に 29 ページをご覧ください。ここでは、参考といたしまして、施行後の土地利用計画をお示してございます。既存の住宅につきましては黄色、公益的施設につきましてはピンク、沿道業務系につきましてはオレンジにて着色してありますが、すでに土地利用をしております沿道業務系以外は、新蛇田地区、新蛇田南地区に移転をされます方々の生活利便施設等を基本に計画させていただいているところでございます。

今回ご審議していただきます施行区域の概要につきましては以上でございます。

それでは、23 ページにお戻り願います。施行区域において実施しようとする内容についてであります。名称を、石巻市新蛇田南第二地区被災市街地復興土地区画整理事業としており、面積が約 13.7 ヘクタールでございます。

公共施設の配置であります。道路につきましては、地区東端を南北に走る都市計画道路新大塚菰継線、地区南端を東西に走る都市計画道路矢本蛇田線を軸に、交通を終段する地区内に準幹線道路を新たに計画し、区画道路、公園緑地、上下水道、調整池を設置し、良好な市街地化の整備を行おうとするものでございます。

今回実施しようとする理由でございますが、石巻市震災復興基本計画に基づき、被災された方々の速やかな生活基盤の形成を図るため、新たな市街地の総合的な整備を行う区域約 13.7 ヘクタールについて事業を行うというものでございます。

次に 25 ページをご覧ください。今回、都市計画として定める区域として、種類、名称、区域を定めておりますのでご確認いただきたいと思います。

次に 26 ページをご覧ください。ここでは、参考といたしまして本事業の概要を記載しております。施行後の土地利用といたしましては、すでに土地利用がはかられている宅地と、新たに整理をいたします施設用宅地を合わせまして、面積が 79,500 平方メートルとなっており、平成 26 年度には造成工事に着手し、平成 28 年度からは施設設計が可能となるよう目標を掲げております。

なお、縦覧につきましては、平成 25 年 9 月 11 日から 9 月 25 日までの期間で、市役所本庁舎 4 階の区画整理第 1 課に備え付け縦覧に供しましたところ、延べ 4 名の方がいらっしゃいました。意見書の提出はありませんでした。説明につきましては以上でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ただいまの説明にたいしてご意見ございましたらお願いいたします。

【佐藤克英委員】 ここで、今ご説明のあったピンク色の公益的施設、被災者の生活支援

施設ということですが、具体的に何を想定されているのか、お話からイメージがわからなかったのですが。

**【佐藤区画整理第1課長】** この新蛇田南地区に移転してきます被災者の方々の多くは、南浜町及び門脇町の住民の方、それからそれ以外の方、人数で言いますと5,600名ほどということになりますので、その方々が従来住んでおりました、地域にありました、たとえば公民館施設とか、郵便局、それから南浜町ですと文化センターも確かにありましたが、そういったものも含め、雲雀野運動公園というのもございましたので、そういった施設を考えながら配置していくことによって、そこに移転してきた住人の方々が、健康やかに暮らせるようにというようなことで計画していきたいというふうに考えております。以上です。

**【大坂会長】** はい、よろしいでしょうか。他にございますか。はい。

**【高橋委員】** 2つほどお願いになろうかとは思いますが、一つは、震災の影響で約50センチメートルから60センチメートル地盤が沈下したことでもございまして、ようするに大雨が降った場合、蛇田地区に関しましては眼鏡筒、中江排水路、それから蛇田には土地改良区、貞山運河の方に排水する。それはもともとは農業排水だけだったんですけども、それが非常に生活雑排水が大きいということで2か所ありますけども、国交省の方からは、普通は雨が降った場合は、常時排水するようにだったんですけども、一応時間無制限と、そういうのがございまして、雨が降ったからといって常時なくなるまで汲み上げはできない、というような不利な状況がでてます。そういった中で、今2か所、イオン前の蛇田が始まりまして、今回2つ目の土地区画整理事業となるんですけども、それからこれら一帯を含めまして、そういった大雨に対する排水対策、これからどのような対応をするのか、要望なり意見があったかと思うんですけども、そういうのをちょっとお聞きしたい。

それから道路事情なんですけども、矢本線とかが結構幅広く将来的にはもう計画しているようでもございまして、今、工業港から避難道路を完成させまして、この辺はあまり交通量はありませんけども、特に土日になりますと蛇田の中央の方から、あけぼの、45号に抜けるこの道路が非常に渋滞をしまして、私はあまり通らないのですが、たまに仕事なんかで通ると1メートル、2メートルしか進まないということで、これは今造成しているところに宅地ができた場合、大変私は交通の混雑をするだろうと心配しております。

将来的な計画につきまして、もしお考えがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

【大坂会長】 はい、いかがでございましょうか。事務局お願いいたします。

【草刈区画整理第1課技術課長補佐】 区画整理第1課の草刈と申します。今高橋委員の方からご質問のまず雨水への対策についてですが、まず区画整理事業サイドからお話しさせていただきます。

今現在、三陸縦貫自動車道石巻河南インターチェンジ周辺で、復興に伴う区画整理事業工事を進めている箇所が1か所、今認可手続き中が1か所、3つ目としまして本議案の南第二地区ということで3か所目になってございますが、今現在施行中でありまして、新蛇田地区の土地区画整理事業におきましては、まず造成をしながらですね、事業地内にいくらかでも仮に貯められるような池、沈砂池と申しますが、そういったものを作りまして、流す先であります中江排水路あるいは眼鏡筒の負担軽減を図っているような状況でございます。

ですから今後進めます新蛇田南、あるいはこの本地区、新蛇田南第二地区も、事業地内の雨水に関しては事業地内でいくらかでも軽減をする考えでございますのでご理解いただきたいと思っております。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。

【宮本建設部次長】 建設部から下水道の計画について説明させていただきます。

たぶん委員さんご存じのとおり、蛇田の眼鏡筒のちょうど南側の45号側に用地を求めまして、震災前から蛇田ポンプ場というところで事業を実施していたわけなんですけれども、今回の3.11の大震災なると。その後ですね、今お話のあった50センチないし7センチトルの地盤沈下にとまないとしまして運河路線も変わってきましたものですから、また再度実施設計、ポンプ場が変わるものですから構造的に、その実施設計をやっている最中で、今現在として完成年度を平成29年度に設定しております。

ただ、いま事業説明があったとおり、蛇田の新市街地関係が進んできまして調整池を作るのがなかなか大変だということで、とにかくうちのほうも1か月でも半年でも、あるいは1年でも事業調整の中で、早めにそのポンプ場が稼働できるように対応していきたいとそういう計画であります。

また、今現在ですね、この新蛇田の区画整理については、実は今お話ししたポンプ場の排水区外でございまして、新たにですね、蛇田第二排水ポンプ場を作るということで今計画中でございます。ですから、その間なんですけれども、今言ったように中江排水路関係の有効的な利用と、今現在も増設しているんですけども、眼鏡筒のポンプの増設、それから台風とかあるいは大きな低気圧の降雨があると予想される場合に、国交省の持っている排水ポンプ車の設置の要望などを一緒にですね、現在対応をしているというよ

うな状況でございますのでどうぞご理解願いたいと思います。

【大坂会長】 他にございましたら、はい。

【安倍委員】 それではご質問させていただきます。この南地区 13.7ヘクタールの事業区域の中に JA いしのまきが入っているわけですがけれども、この面積を含めた 13.7ヘクタールと私は理解するんですけれどもそれでいいのかどうか。そしてまた、ここになぜ改めて既存の商業施設といいますか、業務施設を含む必要があったのか。もう一点は宅地なんですけれども、これは既存の方々が住んでいる近辺を、いわゆる宅地として見るようなんですけれども、その他にここにどれくらいの宅地を造成しようとしているのか、その2点についてお伺いいたします。

【大坂会長】 はい、事務局お願いいたします。

【草刈区画整理第1課技術課長補佐】 ただいまの安倍委員さんの、まず JA いしのまきさんの関係であります。13.7ヘクタールには、まず JA いしのまきさんの面積約 1.9ヘクタールほどこちら含まれております。そして、区域に入れた経緯でございますが、今現在は市街化調整区域ではございますが、都市計画区域の中には入ってございますし、東側の既存の市街化区域、あるいは北側の新蛇田地区、そして南側の新蛇田南地区と、今後市街化の圧力、あるいは市街化区域が広がるのが予想されますので、将来の都市計画を見据えた形で、JA いしのまきさんの土地の部分もですね、本地区に入れさせていただくという方向で進めさせていただいている状況でございます。

2つの目のご質問で、既存の宅地がございます。今現在こちらの地区内で生活を営んでいる、暮らしを営んでいる方々が4件ほどございます。今回の新蛇田南第二地区の宅地という表現をさせていただいておりますが、住居系ではなくて、あくまでも蛇田地域に今後住んでいただく方々の方ですね、生活利便性を高めるような施設をというような考えでございますので、今暮らして、既存住宅としてご利用されている以外の住宅地というものは、本地区には想定してございせん。以上でございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。はい。

【安倍委員】 それでは、現在は JA いのまきさんと協議中と理解してよろしいでしょうか。それともすでにご理解を得ているとういことでよろしいでしょうか。

【大坂会長】 はい。

【草刈区画整理第1課技術補佐】 まずこちらが、区画整理事業の区域に入っていることは、一定のご理解をいただいているかと思えます。ただ、将来的にはですね、事業計画といえますか、今回お示させていただいている土地利用計画もあくまでもまだ参考案でありますから、今後の事業認可に向けてのですね、詳細な協議と、今後 JA いしのまきさ

んと詰めさせていただければというふうに考えてございます。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【安倍委員】 ちょっと疑問に持つんですけれども、この今日の審議会にかけるといことはですね、このままの形で認可を受けるということではないのですか。またこれをたたき台として、新たに道路とかそういうのを計画しながら認可を受けるということなのか、基本的にはこの審議会に諮るといことは、こういう形のデザインでいきますよということを我々に諮っているのではないのですか。また変わるんでしょうか。

【大坂会長】 はい、そのあたりをご回答いただきたいと。

【草刈区画整理第1課技術補佐】 はい、お答えさせていただきます。まず本日の都市計画審議会に諮らせていただきます土地区画整理事業の案件としましては、まず施行区域を決めさせていただきたいというような内容となっております。

その施行区域を決めさせていただく状況の中で、示させていただく案も無い状況ではなかなか皆様からご理解をいただけないということで、参考図というような表現になりますけれども、将来の基本方針をお示しした形でご理解いただければと思っております。

これが変な話、180度違う全然違う絵になるわけではないのですが、やはり、権利者の方々とも今後細部の調整、あるいは各関係機関と申しますか、改良区さん、公安委員会さんとも今後ますます詳細の協議、調整が入ってまいります。

ですから、必ずしも変わるわけではないんですけれども、やはりよりよいまちづくりをするための協議はまだ残っているということでご理解を賜りたいと思いますのでよろしくお願いたします。

【安倍委員】 はい、わかりました。

【大坂委員】 はい、よろしいでしょうか。他にございますか。

【實委員】 道路のことについて、先ほどと同じような質問になりますが聞かせていただきたいと思います。子どもたちがたくさん住む地域になりますよね、そうすると子どもたちが自転車をふっとばして歩いて、交通事故も多分いっぱい増えるんじゃないかなと思うんですけれども、歩道を走ってはいけないんですよ、自転車は。そうすると車道を自転車が走ることになると思うんですけれども、車道の幅7メートルの中のどのくらいが自転車の走る部分になるのでしょうか。市内を走ると20センチメートルくらいの自転車の道路があって走れないんですが。

蛇田は新しくできるまちだから、そこらへんもきちんと車道の7メートルのうちどの部分を自転車が走れる道路として設定するのかというのが一つと、バリアフリーの道路になるんでしょうかというのと、あと電柱は車道に生えるような形になるのでは

か、ということをお伺いしたいと思います。

【大坂委員】 はい、事務局お願いいたします。

【草刈区画整理第1課技術補佐】 まず委員さんからのご質問、大きく3点ほどあったと思いますけれども、まず電柱の件、今回の新蛇田地域、あるいは渡波で行います新渡波地域、こちらの方ですね、電柱は基本的に道路等ではなくて、宅地の方に建柱する形で、今、電力さんですとかNTTさんと協議をさせていただいている状況です。

ただ、どうしてもすべて宅地に収まればいいのですけれども、線の引っ張り具合などですね、そういった状況でやむを得ず道路の部分に出てくるかもしれませんが、基本的な考えは道路等には設置させない方向で進めさせていただいております。

それと2点目のバリアフリー化、こちらの方はですね、歩道の段差等がメインになってくるかと思うんですけれども、そういったものは十分配慮した形で歩道や横断歩道とかですね、そういったものは十分考えてまいりたいと思います。

そうしまして、1番最初にお話をお伺いしました自転車の関係なんですけれども、申し訳ございません、自転車の走行となりますと、私どものほうでもなかなか明確な回答は出来かねるものなんですけれども。

まず7メートルの幅の道路であれば、やはり自転車は端の方を走っていただくことが基本になるかと思えます。ただ明確なラインとか明確な表示というものは、まだ計画までは煮詰まっていないというのが状況でございますので、何卒ご理解をいただきたいなと思えます。

【大坂会長】 はい、他にございますか。よろしいですか、今の回答で。

【寶委員】 蛇田の緑の自転車が走る場所がありますよね。あんな風になると子どもたちが守られるかなと思っていますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【大坂会長】 はい、ご検討いただければと思います。他にございますか。はい。

【大沼委員】 ちょっとまだ理解できてないかと思うのですが、今回の区画整理事業で、施行区域を決定するところの南側にある新蛇田南地区被災市街地復興土地区画整理事業が進むその前に、地権者の方と周辺を含む環境整備するみたいなことの議案ということでよろしいですかね。

【大坂会長】 今回のこの議案の北側と南側との関係ですね。どういう風なことになっているのかということですよ。

【大沼委員】 言い換えますと、5,600人の方がお話がありましたよね、これらの方が入るのが現在の南側になるんですかね。

【大坂委員】 はい、事務局の方お願いいたします。

【草刈区画整理第1課技術補佐】 本日大きな図面を持参していなくて大変申し訳ないんですけども、議案書の28ページを参考にですね、お話をさせていただきたいと思えます。

28ページが計画図となって本日お示ししてございますが、赤い区域が本案件の地区と、そうしまして地区の南側に新蛇田南地区と表示がございます。それで三陸道を挟みました北側が新蛇田地区と、こちらの新蛇田地区と新蛇田南地区は、移転元地となります南浜、門脇、釜大街道、湊あるいは渡波で暮らしていた方々が移転をしていただく住居系を中心とする区画整理事業になってございます。

そして今回の13.7ヘクタールは、そのような移転を余儀なくされた方が、新たに生活するうえで必要となるであろう生活利便施設であったり、公共公益的施設をなんとかこちらの方に、それらをメインとした地区として、今後の区画整理を図っていききたいというようなエリアになってございます。

【大沼委員】 そちらの方の事業はもう決まっているんですね、移転する方々とか、もうすでに決定済みだと。最後確認したのは、今おっしゃった利便施設というのがここに来る時の話と、いわゆるインターのあそこにもずいぶん大きな施設がありますよね。そのへんとどういう風に、消費者を奪い合うことになるのか、全然構造が違うのか、どういう動きが起ころうとしているのかが、私は普段仙台にいる関係上読めないというか、ただなんかそういう意味ではそれこそ広告が安い方に動くと思うんですね、普通の生活者としては。なんかその辺の見通しがあれば教えてください。

【大坂委員】 はい、事務局よろしくお願いいたします。

【草刈区画整理第1課技術補佐】 まず一つ基本的なお話をさせていただきますと、今回の新市街地におけます区画整理事業というのは、集団移転促進事業におけます移転先の住宅団地、移転先というのが大きい位置づけになってございます。

その中で、本地区の南第二地区は先ほどから申し上げるような、公共公益的な施設、生活利便施設を誘導するというような訳なんですけれども、今の方針としまして、9月の中旬から、移転をしていただきます方々の事前登録制度の相談会が受け付け中になってございまして、この期間が11月いっぱいまで取ってございます。

その中でも、登録制、相談を受けるなかでどういった施設を求めているのかというのを、移転していただく市民のニーズをある程度踏まえたうえで今後具体的な施設というものを検討してまいりたいと思っております。新規で参入してくるような商業施設というものは今現在のところ計画してはございません。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。はい、それではどうぞ。

【阿部聡史委員】 今ここに公園という形で2か所ありますけれども、西側この大きな公園としての面積というのをどういうふうに使われようとしているのかという見通しみたいものはあるのでしょうか。

【大坂会長】 はい、お願いします。

【草刈区画整理第1課技術補佐】 具体的な計画案というのは今後詰めていく訳なんですけれども、一つの方針としましては、石巻の雲雀野公園、ちょうど日和大橋のたもとにあったかと思えますけれども、そちらの機能の代替えになるような施設というものを、一つの基本として今後の計画を詰めていきたいというふうに考えてございます。

【大坂会長】 はい、他にございますか。はい。

【阿部聡史委員】 ちょっと議案から外れるのかもしれませんが、いま南浜町での雲雀野グラウンドと同じような面積のものを作りたいという話が出ているという噂で聞いているんですけど、そういう話しとの整合性というか、あっちにもつくるこっちにもそういうのを造るのかとか、そういうのってのはお答えできますか。

【大坂会長】 はい、お願いいたします。

【草刈区画整理第1課技術補佐】 もともと雲雀野公園はですね、公園の位置づけでいきますと近隣公園という公園でございました。近隣公園というのは、その地域に住む方々が、軽い運動とかですね、軽い憩いの場といいますか、そういった暮らしに密着するような少し大きめの公園というようなかたちの公園が雲雀野園でございまして、それと同様の目的を果たすようなものを、できれば新蛇田地域の方にですね、代替えの施設として考えたいと。

ですから今後、南浜で新たに整備を行います公園というものは、そういった生活に密着型の公園ではなくて、市としてといいますか、シンボルになるような公園になるものですから、そのへんは区別させていただいて、今後の公園整備の方に結び付けていきたいというふうに考えてございます。

【阿部聡史委員】 わかりました。ありがとうございます。

【大坂会長】 はい、他にございますでしょうか。それでは、もしなければここでお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

第75号議案 土地区画整理事業の決定につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数ということで、第75号議案につきましては原案通り承認されました。ありが

とうございます。

以上で本日審議いたします議案はこれですべて終了いたします。ご協力ありがとうございます。委員の方々にかございましたら、はい、お願いいたします。

**【佐藤克英委員】** 1つ提案ですが、私は今回で2期目になりますけども、前回までは審議の前に勉強会というかたちで現地を全部見て、もちろん任意参加ですので参加できない方もいらっしゃるけれども、さらに今回直接議案に関係ない話なども判断するために知りたいことなどたくさんあると思うんですけども、そういったことをゆっくり議論する時間を別に設けていただいております。

前会長の強いご意向でそういうことを行っていたんですが、もし今回新たに委員になられた方がたくさんいらっしゃるの、今までに決まったこととその背景、それから今回の議案の趣旨はどういうつながりはどういったことなのかを含めてですね、ゆっくり議論できる勉強会を別に設けていただければありがたいというのが私の考えでございます。

**【大坂会長】** はい、ありがとうございます。今のご提案いかがでございますでしょうか。今日は最初の審議会ということでございまして、様々なご意見を頂戴いたしました。私の不手際もございましてですね、長時間にわたってしまいましたんですけども、いまご提案ございましたように、ある程度やはり共通認識を持ってですね、この審議会を進めていきたいと思っておりますので、今ご提案あったようなかたちで事前に勉強会をぜひ実施していきたいと思っております。

また、この件につきましては事務局と打ち合わせを行いまして、委員の方々にはご案内差し上げる形で進めていきたいと思っております。実りある審議会にしていきたいと思っておりますので、ぜひご協力いただきたいと思います。

また、事務局の方からご連絡差し上げることになるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思っております。

ほかにごございますでしょうか。はい。

**【阿部聡史委員】** 今回、この都市計画手続きの流れで質問があるんですけども、議案の縦覧というのを市役所内でされているということで、そこで期間が決まっているのかはわかりませんが、期間の中で見に来る人がいたり、いなかったりして、意見もあつたりなかつたりするんですけども、もう少しそのへんをもうちょっと公にして、もうちょっと市民の方にこういったのがあっていうのを知らせていく必要があるんじゃないかなと今日思ったのですがそのへんはどうですか。

**【大坂会長】** そのへんについてはどのような手続きを取られるのかちょっとご説明をい

ただければと思います。

【都市計画課 志村技術主幹】 都市計画課の志村と申します。よろしくお願ひいたします。都市計画の案縦覧の件ですが、都市計画法に基づいて2週間縦覧するというのが定められております。

当然案の縦覧をしますよというのをお知らせするわけですが、法律で言いますと公告ということになります。それをしても一般の方には目には触れませんので、ホームページでのご案内、石巻河北、石巻日日新聞の広告に掲載を行ってですね、できるだけみなさんにお知らせ、見ていただけるようなことをしておりますよろしくご理解いただきたいと思ひます。

【阿部聡史委員】 すみません、縦覧ができるということを告知しているのですか。その縦覧できる内容を公開しているのではなくて。

【都市計画課 志村技術主幹】 縦覧の中身については必ず図書を見ていただく必要がございますので、これこれこういう議案について、いつからいつまで縦覧しますというかたちでのご案内をしております。

【阿部聡史委員】 もうちょっと突っ込みますけど、ホームページとかで公開はできないのですか。

【都市計画課 志村技術主幹】 案の縦覧につきましては申し訳ありませんが、図書そのものを見ていただくかたちでやっております。

【阿部聡史委員】 はいわかりました、ありがとうございます。

【大坂会長】 他にご意見ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。はい。

【阿部義孝委員】 当局にお願ひなんですけど、実質審議する今日の分は終わったんですけど、審議の内容を見ても、今日はちょうど新しいメンバーの方々ともまた一部入れ替えがありましたので、できる限り関連の議案に対して関連の資料をですね、できればすでに決定事項であっても審議の内容に必要な資料もあるかと思ひますので、事務量が増えるかもしれませんけれども資料の提供をお願ひしたいなというふうに思ひます。

それから今勉強会の提案があったものですから、もう1回議論を深めながら新しい議案も議論を深めていくことで結構だと思ひますが、運営上きわめて難しい部分があるかと思ひます。何かというと勉強会の際に勉強会の枠を超えて、実質審議の内容に踏み込んでいって、また当日に同じ内容で審議してしまうくらいがあったように私も感じましたので、それは会長の方で整理していただければと思ひます。そのように進めていただきたいと思ひます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ぜひ私もそのように努めて進めていきたい

と思います。他にいかがでしょうか。

【佐藤克美委員】 ちょっとよろしいですか。

【大坂会長】 はい。

【佐藤克美委員】 先ほど私の質問が今回の議題から逸れたような感じでご指摘を受けたんですけれども、私は今回初めて決まった委員ですし、審議の内容とか分かっておりませんので、先ほど阿部委員がおっしゃったように前もって資料とかを渡しといてもらえれば違った結果になったと思いますし、あともう一つは直接的に関係ない話をするのは確かに進行の妨げになるかもしれませんが、直接議論に関係ない話でも参考にして取り入れるような、そのような緩やかなスタンスでやっていただいた方が市民の意見とかも反映されると思うんですね。

もう決まっているのでこれで決定してくださいと言われると、こちらも混乱してしまうのでどういう話なのかなとわからないうちに話が進んでしまうので、議案に関係ないことでも聞ける時間のスペースを作っていただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。

ぜひ、私とそれから事務局とあわせて、今後の進め方についてよりよい審議ができるように検討させていただきたいというふうに思います。委員の方からご意見をいただくことは非常に重要なことだと思いますので、ただ日頃、そのことについて専門的に細かいところまで考えながら生活しているということはないかもしれません。

特に手続き問題になりますとですね、一般の方には非常に難しい問題があるかと思ひますので、ぜひそういうこととあわせてですね、私と事務局とでそこらへんについてどういうふうにしたらよいか検討させていただきたいと思ひます。

他にいかがでしょうか

【菅原委員】 今佐藤委員がおっしゃったことは非常に大事なことだと思いますけど、私が答えなきやいけない質問が何個かあったんですが、それは議案審査の中ではなくて、さきほど佐藤所長がおっしゃったように事前の勉強会とかそういった中でいろんなご意見をいただきながら、お互いに意見を交わし合っしていった形のがよろしいかなと思ひます。

【佐藤克英委員】 わたしもそう思ひます。

【大坂会長】 貴重なご意見ありがとうございます。他にございますか。

もしなければ事務局の方から何かご意見あるいはご提案ありましたらお願ひいたします。

【今野都市計画課長】 ただいま、佐藤委員、それから会長さんの方からお話しがあったとおり、事前の勉強会ということにつきまして、次回の都市計画審議会からその場を設けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。事務局からは以上でございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、大変長時間に渡った審議会で行いました、どうもご協力ありがとうございました。これで今日の審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後 5 時終了